

財 関 第 3 8 6 号

令和 8 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和8年6月1日（ただし、下記第1の2.、第2の3. から6. 及び第3については令和9年1月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

1. 別紙1-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙1-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第3175号の次に別紙2-1を加える。
2. 別紙2-1の次に別紙第2-2を加える。
3. 税関様式C第9345号の次に別紙2-3を加える。

4. 別紙2-3の次に別紙第2-4を加える。
5. 別紙2-4の次に別紙第2-5を加える。
6. 別紙2-6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。